平成２７年（フ）第３８３号
神戸市灘区新在家南町５丁目２番15―201号、従前の住所神戸市灘区上野通５丁目６番２号
債務者　朝倉　功子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９４号
神戸市垂水区南多聞台３丁目６番６―303号
債務者　松島由美子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
兵庫県西宮市仁川町１丁目８番６号
債務者　富田　修一
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８９号
兵庫県西宮市津門大箇町７番８―202号、前住所兵庫県西宮市田近野町７番４―306号
債務者　長澤　季世
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９号
広島県安芸高田市甲田町高田原1009番地12
債務者　胡濱　　勲
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第６８号
長崎県長崎市宿町62番地２　牧島アパート101号
債務者　本田　純子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８８１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2382番地１―２―102号
債務者　蛭田己代子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９３号
大阪府東大阪市西石切町１丁目４番39号　セジュール606
債務者　石橋　澄佳
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８１号
大阪府東大阪市下小阪５丁目16番19号　秀雅ハイツ302号、前住所大阪府大東市住道２丁目４番707号ハイムラポールＰａｒｔⅥ
債務者　押切　純也
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３８４号
大阪市住之江区住之江２丁目３番２号
債務者　木村佳世子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７号
岡山市北区平田129番地103スーリール平田101、旧住所岡山県玉野市長尾1609番地113
債務者　福山　幸一
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２０号
北海道旭川市永山４条14丁目３番10号　レオナ414ハウス103号
債務者　向口　洋昭
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４３号
北海道旭川市豊岡４条６丁目２番13号　豊輝マンション２号
債務者　小田　國人
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１号
大分県杵築市大字杵築665番地288フォーブル石尾101号室
債務者　長木　義美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午前９時40分
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３３号
福岡市博多区那珂１丁目28番１―302号
破産者　竹田さとみ（開始決定時の氏松本）
1　決定年月日　平成27年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻12番地４
破産者　其田ひろえ
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係